

軽減税率対策補助金と圧縮記帳について

消費税軽減税率は平成 31 年 10 月 1 日から導入される予定となっており、小売業を中心として対策が必要ですが、対策にあたってはレジシステムなどの入替えが必要なケースがほとんどで、資金的に中小企業の経営を圧迫するかたちとなっています。このような状況に鑑み、中小企業の軽減税率対策の円滑化を目的として中小企業庁が「軽減税率対策補助金」(事業完了期限 平成 31 年 9 月 30 日)の交付を行っているところですが、ベンダーは専ら本補助金と抱合せで新設備導入の営業活動を行っているようです。

今月のホットラインでは補助金により資産を取得した場合の圧縮記帳についてお知らせします。

● 補助金により資産を取得した場合の原則的な処理

補助金により資産を取得した場合であっても、補助金の受給と資産の取得はあくまで別個の取引となります。したがって、資産の取得価額は、自己資金と補助金を含む「総額」で計上し、受け取った補助金は収益に計上することとなります。

例：自己資金 200 万円、補助金 100 万円で 300 万円の資産を取得した場合
(簡略化のため消費税は考慮外としています。)

固定資産 3,000,000 / 現預金 3,000,000
現預金 1,000,000 / 補助金収入 1,000,000

● 国庫補助金等の圧縮記帳(法人税法 42 条)

国庫補助金等で固定資産を取得した場合に、補助金等の額の範囲内で固定資産の取得価額を減額することができます。この場合、上述の原則処理に加えて以下の仕訳が必要です。

例：自己資金 200 万円、補助金 100 万円で 300 万円の資産を取得した場合
(直接減額方式)

固定資産圧縮損 1,000,000 / 固定資産 1,000,000

圧縮記帳を行った場合、圧縮損の金額だけ補助金収入による益金増加が減殺される一方、固定資産の取得価額が減額されるため、将来計上される減価償却費が相対的に減少します。このため、税金を将来に繰り延べられるメリットがありますが、当該メリットを十分に享受できるかどうかは欠損金の有無や将来の所得水準等を総合的に勘案して判断する必要があります。そして、国庫補助金等の圧縮記帳は当初申告要件が存在します。修正申告または更正の請求によって、当初申告からの適用状況の変更はできませんので事前に十分な検討が必要です。

固定資産をリース取引により取得するケースなど、より詳しい情報が必要な場合は当法人の貴社担当者、または社員税理士までお問合せください。(文責：鈴木)